

中部近畿地方鉱山保安協議会近畿地区部会運営要領（案）

制定：令和7年3月 日

中部近畿地方鉱山保安協議会運営規程第10条に基づく近畿地区部会の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

（会議の招集）

第1条 中部近畿地方鉱山保安協議会 近畿地区部会長（以下「部会長」という。）は、次の各号の場合に会議を招集する。

- 一、中部近畿地方鉱山保安協議会運営規程第11条の規定に基づき、中部近畿地方鉱山保安協議会会長（以下「会長」という。）から事案の付託を受けたとき
  - 二、中部近畿地方鉱山保安協議会近畿地区部会（以下「部会」という。）に属すべき委員の定数の3分の1以上にあたる委員が連名で会議の招集を求めたとき
  - 三、その他部会長が必要と認めたとき
- 2 会議の招集は、文書その他適当な方法で招集日の7日前までに行わなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

（会議の成立）

第2条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

（議事運営）

第3条 会議は部会長が主宰する。

- 2 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が前項の職務を代理する。

第4条 委員の発言は部会長の指示に従わなければならない。

- 2 部会長は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

第5条 会議は、原則として、会議の公開、議事録及び配布資料の公開などを行うことにより、透明化の措置を講ずる。ただし、部会長が必要があると認めるときは、会議、議事録又は配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 傍聴人は、会場において部会長の指示に従わなければならない。
- 3 部会長は、前項の指示に従わない者を退場させることができる。

（代理人）

第6条 委員はあらかじめ部会長の同意を得て、代理人1名を選任することができる。

- 2 代理人は委員に事故その他理由がある時は、その委員に代わって会議に出席し、意見を述べ、又は議決に参加することができる。
- 3 前項の規定により代理人が会議に参加するときは、その委員が出席して意見を述べ、又は議決に参加する者とみなす。

(議決の方法)

第7条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

- 2 欠席委員は書面により他の委員にその議決権を委任することができる。

(運営要領の改正)

第8条 部会長は、この運営要領を改正しようとするときは部会に諮らなければならない。

(雑則)

第9条 この要領において定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。